

令和元年 壱岐市議会定例会 9月会議会議録(第2日)

議事日程(第2号)

令和元年9月10日 午後1時30分開議

日程第1	報告第6号	平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第2	報告第7号	平成30年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	報告第8号	平成30年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第9号	平成30年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第10号	平成30年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第6	報告第11号	平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第7	報告第12号	平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑あり、報告済
日程第8	議案第13号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第14号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第15号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第16号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第17号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第18号	気候非常事態宣言について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第19号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第15	議案第20号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第21号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	議案第22号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第23号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第24号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第1号	平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第21	認定第2号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第3号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	認定第4号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	認定第5号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第6号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	認定第7号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第8号	平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	要望第1号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 土谷 勇二君	6番 久保田恒憲君
7番 音嶋 正吾君	9番 小金丸益明君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 赤木 貴尚君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 眞鍋 陽晃君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 石尾 正彦君
保健環境部長 …………… 高下 正和君 建設部長 …………… 永田秀次郎君
農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 堀江 敬治君
消防本部消防長 …………… 下條 優治君 総務課長 …………… 中上 良二君
財政課長 …………… 松尾 勝則君 会計管理者 …………… 松本 俊幸君
代表監査委員 …………… 吉田 泰夫君

午後1時30分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第6号～日程第7. 報告第12号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告についてから、日程第7、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで、7件を議題とします。これから一括して質疑を行います。

報告第6号について質疑の通告があつておりますので、これを許します。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） それでは、報告第6号について質問いたします。

報告書の9ページ、営業損益内訳書、修繕費を見ますと57万8,448円が修繕ということで計上されております。それで、その前の年も30万円ほどありまして、年々、補修等されてい

るように思いますけれども、今、空港のほうを見ましたときに老朽化が目立っておりまして、玄関口として改善すべき点が結構多いと思っております。それで、特に空港の看板でありますとか天井の雨漏り漏れの跡、あと外壁がめくれているとか、あと天井も結構傷んでおります。ほかに車椅子の対応のほうはされているように思いますけれども、身体障害者の方に配慮しまして点字の表示なんかも入り口だけで終わっているといったような状況でございまして、まだ改善すべき点があるんじゃないかと思っております。

それで、修繕の改良の必要がもっとあると思っておりますけれども、この修繕のほうが終わっておりますものなのか、それともこれからもやろうと思っているものなのか確認をしたいと思っております。

それと、昨年も申し上げましたけれども、売店のほうがまだ入っておりません。この対応のほうの今後どういうことになるのか、御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

営業損益内訳書の修繕費の当期決算額に5万7千8,448円がございまして、これにつきましては、先ほど質問のときございましたけれども、昨年、植村議員から御指摘をいただきました玄関のひさしの塗装補修、そしてまたウォシュレット便器の取りかえ、そして外階段の腐食の修理、ロビーの照明器具修繕など、現在、修理が終わった部分でございまして、議員御質問のとおり利用者の方に御不便を与えるような箇所については修繕や改良は当然必要であります、一方で電気関係等についても故障が発生している現状でありまして、こうしたことから限られた予算の中で緊急性の高いところなどから随時修繕等を行っている状況でございまして、

本ターミナルビルにつきましては、建築後54年が経過をしております、議員お話しのとおり老朽化が進んでいる状況でございまして、この件につきましては、本会議の一般質問の中でも市山繁議員から御質問をいただいておりますが、その中でも御答弁させていただきたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても他の株主と協議を行っていきたくと考えております。

また、売店の設置につきましては、ターミナルビル内での周知やホームページ等で募集を続けているところでございますけれども、問い合わせについては2件ございましたが、なかなか応募まではいかない状況でございまして、また、売店の設置場所でございますが、有人国境離島法の運賃低廉化の効果で航空路の利用者が平成28年が3万3,799人、平成29年が3万2,857人、平成30年が3万4,207人と年々増加しております、検査後の旅客の待合所が手狭になっている状況でございまして、以前、売店があった場所について旅客スペースとして現在のところ有効活用をしております。

昨年も御説明をいたしましたが、株主総会においても売店の位置の移転ができないかという御

意見もいただきまして、警察と協議をさせていただきましたけれども、現在、警察の詰所のスペースのところに移転ができないかということで協議をさせていただきましたけれども、警察の詰所の部分につきましては保安上、制限区域外である現在の位置に確保する必要があり、移動がどうしてもできないということで現空港ターミナルビルの状況では売店の位置もこれまで売店があった場所以外には考えられないんじゃないかというところでございます。

いずれにいたしましても、売店については引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 売店のほう、努力されていることは理解しておりまして、引き続きお願いしたいと思っております。

それと、設備のほうなんですけれども、緊急性の高いものからということでこれも理解いたしました。

それで1つだけお願いしたいのが、やっぱり身体障害者の方に対する配慮、といいますのが昭和の建物ですから、なるべく現代に合ったような形のほうに合わせたほうがいいんじゃないかということで、こちらのほうも優先していただきたいということもお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） お願いでいいですね。

○議員（3番 植村 圭司君） いいです。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、次に報告第8号について、9番、小金丸益明議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 報告第8号平成30年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告についてに関しまして質疑を行います。

平成30年度においては会社法の対象にのっとりまして、監査役の設置は義務づけられておらんということで説明を受けております。

今回、その会社が経営報告をいたしておりますが、この会社は昨年11月9日、100万円の資本金のうち4分の1——25万円が壱岐市の出資であると認識しております。また、この会社は今年の4月1日からイルカパークの指定管理を向こう3年間受けるようになっておるので、それに基づきまして質問したいと思います。

この報告書におきましては、会社法にのっとりまして監査報告がなされておられません。しかし、それはそれとよしとしても今後、今年度から交付金が3年間で約6,500万円、指定管理料が拠出されるようになっております。会社法では監査役は要らずとも、交付金を受け取る会社にあつては監査を行って広く市民に交付金の流れを知らしめるとともに透明性を持つべきと考えますので、今後、今年度から指定管理に入るこの会社としては監査役なり監事なりを置いて監査報告を

議会にすべきと考えております。

2点目は、見違えるようにはなったイルカパークでございますが、入ってすぐのレストハウス部門の建物、そしてこの報告書にも書いてありますが、レンタル資材、恐らくキャンプ資材とかバーベキュー資材のことを指しておられるのだと思いますが、この所有権は市にあるのか、会社自体にあるのか、改めて2点お聞きしたいと思っております。御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 小金丸議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の監査についてでございますが、現行の会社法におきましては、会社の規模等に応じて会社の機関設計が柔軟に対応できるように改正されておきまして、IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、会社法により監査役の設置が義務づけられる要件には該当しません。

また、今期は地方創生交付金事業による施設整備の委託料と運営体制構築のための準備経費に充てる補助金の経理のみであり、市への実績報告、委託業務の検査等で細かくチェックされることから監査にかかわる検査を受けている状態にありますので、監査役の設置までは行っておりません。

議員御指摘のとおり監査の必要は認識しておりますので、第2期、今年度より監査機能を果たす役職等を置くよう検討調整を進めているとIKI PARK MANAGEMENT株式会社より説明を受けております。

また、市からも早期設置について指導しているところでございます。

次に、2点目の施設レンタル資材の所有権についてでございますが、施設等の所有権については、建物、設備関係につきましては壱岐市の所有でございます。ソフト事業であるレンタル用キャンプ資材につきましては、第三セクター、IKI PARK MANAGEMENTの所有でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 第2期、今年度の決算期から監査役を置いておくように検討しておるということですが、ぜひ監査役を置いて、内部監査にならないように、外部からの監査を導入して交付金の流れを明確にさせていただければと思います。

また、設備、施設等は市のものであるが、ソフト面においては第三セクターのいわゆるIKI PARK MANAGEMENTの所有になるということですが、壱岐市の指定管理においては少々問題が今出ておりますので、早い段階ではっきりした所有権の確立をして、今後もし会社が潰れたりしたときのもめごとの一因ならないようにしっかりしておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

次に、同じく報告第8号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 同じく報告第8号についてお尋ねいたします。

イルカパークにつきましては、組織体制につきまして当初予定、昨年説明を受けた段階では危機管理専門家と税務専門家部門がつくってありまして、それが会社ができ上がった後の報告では管理、経営、施設管理、交流の部門ということで垣根がなくなって統合されたというふうに認識しております。説明とはそこが違っていているんじゃないかというふうに思っております、最終的にどういうふうに変ったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、監査の話は今ありましたのでお願いをしたいと思っております。

それと、販売費及び一般管理費に関連しまして役員報酬につきましてなんですけれども、役員報酬とあと給料、この額がどのようにして決められているのか。その裁量権は誰がお持ちなのかということをお伺いしたいと思っております。

また、これらの報酬、役員報酬と給料が経営条件に対しまして変動して上がったり下がったりする可能性があるのかということをお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の2項目の質問についてお答えをいたします。

まず1点目の組織体制についてでございますが、平成30年度の9月会議の全員協議会におきまして事業計画時点の組織体制（案）について御説明を申し上げました。その際、動物愛護団体等のうち、過敏な行動を行う事例が報道されていることから対策として危機管理専門家との連携を、また経理関係については税務専門家にサポートいただくような組織図をお示ししておりました。

税務に関しましては、税理士と顧問契約を締結しサポートをしていただいております。危機管理専門家につきましては、現状、本市や近隣での目立った活動は見受けられませんし、緊急的に必要な状況でないため配置はしておりません。代表の友人に防衛省の業務委託等も受託している国内外で企業危機管理等の業務を行っている法人の代表者がいらっしゃいます。イルカパークへの攻撃リスクが高まった場合には協力いただくように御相談をしているということでございます。

なお、壱岐警察署とも連携し定期的に情報共有をしておりますし、島外の他園間との連携も強化しておりますので一定の危機管理体制は構築できているものと考えております。

現状の組織体制についてでございますが、部門といたしましては、管理、経営企画、交流部門関係を統合した部門を設置しております。

また、イルカの飼育管理を中心に、これまでのイルカパークの職員を吸収した飼育管理部門、

新たな事業として新設したカフェ・アウトドア部門が設置をされております。

そして、この運営体制を壱岐市による事業サポート、経営状況の監督、顧問税理士、連携水族館等や協力事業によるサポートにより補完されている状況であります。運営の中で日々課題が発生しますが、組織が機能し課題解決を行いながら順調に運営されていると考えております。

次に、役員報酬等の決定方法についてでございます。

I K I P A R K M A N A G E M E N Tは株式会社ですので、役員報酬につきましては株主が経営者の仕事を評価し決定するものですので株主総会で決定をいたします。職員の給与につきましては、I K I P A R K M A N A G E M E N T株式会社にあります。これらにつきましては、経営状況に応じた変動はあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 組織体制の構築は順調に稼働しているということで認識をいたしました。ただ、オープン当初、イルカの死亡事故があったりということもありましたので、今後ともそういったことがないように注意して、さらに監視等をしていただいて順調に運営していただきたいと思っております。

それと、報酬等につきましては変動するというので、これも会社の経営がどうなるかという状態でございますから、そこら辺は適正管理していただきまして赤字にならない状態ということを確認していただきました上で適正に管理していただけたらと思っております。

あと監査の話なんですけども、監査につきましては総務省のほうで第三セクター等の経営健全化等に関する指針というのが出ているのは御承知かと思っておりますけども、その中の記述としましても監査役等をつけるように、外部監査も望ましいというふうに記載してありますので、私も特にここをお願いして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

○議員（3番 植村 圭司君） いいです。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、次に同じく報告第8号について、6番、久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 同じくイルカパークに関して質問をします。

シンプルにこの報告書を見て、この報告期間が2018年11月9日から2019年3月31日という5カ月間ですよね。その中でこういうふうに報告の形はとらざるを得ないと思うんですけど、質問の第1点、損益計算書の中で売上高が4,200万円というふうになるんですけど、この間、この期間、例えばイルカパークの移行に向かっていろいろなことをやられていたと思うんですけど、この間も有料の入園者は多分入っていたんじゃないかということで、この期間

での有料の入園者数、そしてそれに伴う売上高の再掲といたしますか、それが1点目。

2点目、同じく営業外収益雑収の3,000万円ですか、3千幾ら。これもいろんな補助金が入ったりするのかもしれませんがこれの内訳。

それと3番目が役員報酬があるんですけど、現時点において役員報酬を受けられる人は何名かということ。

4番目、外注費が約6,000万円上がっている。もちろん設備投資等だと思うんですけど、この外注の内容はどんなものがあるのかということで、最後はこの期間以降、4月から一番書き入れどきのシーズンを迎えた8月までの状況もあわせて、もしわかれば教えていただきたい。それを市としてどのように考えられているかということを質問いたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員のイルカパークにつきまして5項目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の売上高4,247万1,000円につきましては、イルカパークの施設整備に係る市からの業務委託料でございます。

平成30年度につきましては、11月9日からは、イルカパークを閉館しておりますので入場者はありませんし、IKI PARK MANAGEMENT株式会社はその間、指定管理者ではございませんので入園料等の収入はございません。

次、2点目の雑収入3,048万8,000円につきましては、地方創生推進交付金事業のソフト事業に係る法人設立、運営事業計画策定、飼育管理体制の強化、飼育環境の向上、新しい体験プログラムやアウトドア・カフェなどの商品開発、リニューアルに向けた情報発信プロモーションに必要な経費に対する補助金でございます。

3点目の役員報酬でございますが、該当者は1名でございます。

4点目の外注費の約6,000万円の内訳についてでございますが、ハード事業として管理棟のカフェへの改修、海の仕切り網による飼育管理エリア再構築、Wi-Fi環境の構築等を行い、4,226万1,129円の支払いでございます。ソフト事業として施設デザイン、コンセプト、ホームページ、グッズ、ユニフォームなど全体のブランドデザイン業務として1,404万円、海洋環境の改善対策、藻場造成試験等の調査で98万4,312円、カフェ・アウトドア、商品開発で178万6,519円、プロモーション、情報発信等で182万9,640円、計1,864万471円となっております。

最後に、5点目の壱岐市として現状の判断、今後の展望についてでございますが、行政報告に御報告いたしましたとおり、8月末時点の入園者数は2万3,535人です。前年同月比20%増、売り上げは入園料と体験料のみに限りますと976万4,000円、前年比1.5倍であり、

カフェ・アウトドア等をあわせると1,700万円を超えております。

地方創生推進交付金事業の今年度のKPIは、売り上げ目標1,800万円ですのももなく達成の見込みであります。初年度の滑り出し、繁忙期の8月を終えた時点としては上場の結果だと考えております。

これから秋、冬シーズンに向けては観光全体として閑散期となっていきますが、キャンプ・アウトドア事業に適した季節となりますので、そちらに力を入れていきたいと考えております。

また、イルカトレーナーの技術は行動分析学に基づく理論で構成されており、イルカとの触れ合い体験を通じて行動分析学のコツを習得し、コミュニケーションやマネジメント能力の向上につながるような企業研修プログラムを開発しており、秋にテスト化、冬には商品化を予定しております。

さらには、今月9月28日に逆参勤交代トライアルを壱岐市で行いますが、その受け皿としてイルカパークのアウトドア事業の備品等を活用し、アウトドアオフィスを設置して連携してまいりたいと考えております。

一般の観光客のみにではなく、企業研修、ワーケーションなどさまざまな需要を取り込むことができる体制を構築していくことで、自立し、継続性のある取り組みになっていくものと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） よくわかりました。現時点で前年比20%増、当然、一番最初はこういうふうな数字が出ないとおかしいわけですけど、逆参勤交代も含めてもちろんそのイルカパークの今後の壱岐の交流人口の増加に私たちも期待をしているわけです。ここでは多くを話しませんが、逆参勤交代にしろ交流人口の増加にしろ、イルカを1つ目玉とした施設、たくさんありますから、そういうところとひとつ競争して、例えば日本的に言えばかなり離れた壱岐まで来てもらうだけのサービス、取り組みが必要なんです。そこのところは別途一般質問の中などで話をさせていただきたいと思っております。

私たちも指定管理者にしろ認めたわけですから、これからは応援しなくてはいけない。そういう立場での指摘であったり質問であったりということで、今後も注意深く見守っていきたいと思います。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に報告第11号について、9番、小金丸益明議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 報告第11号、平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、4点ほど質問をいたします。

1点目は、市の正職員が2名、ふるさと商社に張りついております、終始。しかしながら、経

営状況の報告によりますとこの2名の職員の給与等々は計上されておられません。よって、本来の商社の収支を推測したり判断するには至らない経営報告になっているのではないかと考えております。そういう考えで本当に商社の収支のためにも正職員の配置を考えて改めるべきじゃないかと思えます。

また、職員の給与が計上されていない点につきましては、多分市からの派遣職員という格好で市が全面的に職員の給与を面倒見ておるといことで計上されていない。合法的な報告であることは承知をした上で申しております。もともと商社に係る、商社のしている仕事につきましてはよくやっているなど、壱岐のために一部はなっているなど認めはするものの民間経営感覚ではどうも納得がいかない。本当にこれでいいのかという、いつも疑念の目を向けておる関係で質問を続けさせていただきます。

そういう疑念の目を持ちながら他市の商社の状況はどうなのかということをお知らせいただきたいと思えます。

また、報告書によりますと監事2名が会計課長、そして監査事務局長、2名が当たっております。職務的には何ら問題なく特に精通した職員であるということは誰しも認めることでありますが、代表理事が眞鍋陽晃氏、副市長であります。両監査委員は、数字的な監査はぴしゃっで行われても業務的な監査指摘とか改善とかいう意見書に至らない面が多々あるかと思えます。できれば、ここには壱岐市の監査委員を充てるべきと単刀直入に書いておりますが、外部監査を求めたらいかがかと。要するに壱岐市の、きょう、吉田代表監査委員がお見えですけど、市の監査委員が認めれば、おのずとこのふるさと商社の監査も市の監査委員としてできもしますし、市長が求めれば市の監査委員もできはするということを理解いたしておりますが、ここに私が通告で簡単に書いておりましたので、監査委員がなれば一連の市の会計監査のときにふるさと商社の監査に当たっては除斥の必要があるということも認識いたしておりますので、市の監査委員ということでもろ記載はしておりますが、外部監査に委ねるべきと、職員以外にも監査をしていただけないかという思いで書いております。

次に、今年度が地方創生推進補助金、要するに国庫補助金の3年間の終期の年と思っております。次年度からのこのふるさと商社はどうのように運営していかれるのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 小金丸議員のふるさと商社に対します4項目の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の職員の配置についてでございますが、ふるさと商社が本市の商工振興に大きな

役割を果たす業務を行っていることから、現在、正規職員2名をふるさと商社に派遣しております。そして、その給与につきましては公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例に基づきまして、壱岐市から当該職員の給与を支給しているところでございます。

今後の職員の派遣につきましては、ふるさと商社の経営状況等を踏まえ、職員の派遣についても検討することになろうかと考えております。

次に、2点目のふるさと商社の県内自治体の状況ということでございます。

商社事業につきましては、県と県内離島市町の広域事業として地方創生推進交付金を活用して取り組んでおり、離島各市町の状況につきましては、対馬市につきましては一般財団法人対馬地域商社が平成29年9月に設置されておまして、職員8名、うち派遣職員2名で、再任用職員と現職1名でございます。次に、五島市でございますが、一般社団法人五島市物産振興協会が商社事業を行っており、職員5名、うち市派遣職員1名でございます。次に、新上五島町でございますが、一般社団法人新上五島町観光物産協会が商社事業を行っており、職員3名、町からの派遣はございません。最後に、小値賀町でございますが、一般財団法人小値賀町担い手公社が商社事業を行っており、職員3名、うち町派遣職員1名でございます。

3点目の監事についてでございますが、現在、ふるさと商社の監事2名につきましては、議員おっしゃるとおり市の会計管理者と監査委員事務局長を充てておまして、職務的には適任と考えております。しかしながら、身内という部分もございますので、うち1名につきましては外部から任命する方向で進めたいと考えております。

次に、4点目の次年度以降の計画はということでございます。ふるさと商社の運営につきましては、平成29年度から3年間、地方創生推進交付金を受けており、議員御指摘のとおり今年度が最終年度となっております。次年度以降につきましては、今のところ、さらに3年間、令和2年度から令和4年度まで再度県の広域事業として地方創生推進交付金を活用して事業を行う予定としているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 監査については、1名は外部を登用する予定であるということで、ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

次年度からもまた地方創生推進交付金を当てにして事業を進めるということでございますが、現在、職員1名は福岡にほとんど滞在して福岡市内を中心に営業活動を展開しておるものと認識いたしております。その職員については住居費、そして営業車両等も貸与されて一生懸命毎日やっているものと思っておりますが、行政報告でしたか、次年度からは福岡事務所を閉鎖すると、東京事務所のほうを開設して首都圏に出ていくというような報告もございました。現在、ふるさと商社が福岡事務所を間借りして、その営業の拠点に使っておるという認識をいたしております。

が、福岡事務所が閉鎖すれば拠点も、間借りとは言え福岡駐在の職員の拠点がなくなるのは容易に想像ができます。福岡事務所閉鎖の理由は出張圏内であると、福岡市は。だから、その分は出張して福岡市を中心に福岡事務所の業務をしていこうじゃないかというような報告だったと思います。ならば、商社も拠点事務所がなくなるのであれば滞在することなく週勤とまでは行きませんが、スポット的に週に一、二回出張扱いさせて行ったりすることも一考できるのじゃないかと思えますし、地方創生推進交付金とはいえ、2分の1が一般財源から出ております。民間では全く考えられない事業です、これは。何千万円か売り上げはしておりますが、人件費も出ていません。民間がしないから行政がするという考えも十分理解いたしますが、民間だったらとっくに1年で潰れています。また、これを同じような手法で次年度から3年間やるというのはもうちょっと考えていただきたいと思いますが、どこまで続けるのか。一般財源をそのように突っ込むのかというところを今お答えできればしていただきたいと思えます。

商社自体の業務内容はいいことだろうと思えますが、正職員2名、恐らく2名で1,500万円ぐらいは給与をとっているんじゃないかと推測いたしますが、民間人の登用とか、全部じゃなくて民間委託を一部したり、農協、漁協等の力を借りるとか何かしないと、このままずっといっても一部の農産物、加工品等には恩恵があっても一般財源をだらだら垂れ流すようなことをずっと続けるような事業ではないと思えます。一考していただきたいと思いますが、答弁が難しかったらいいですけども考えていただけるかどうか、その部分を答えていただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） まず、地方創生推進交付金につきましては2分1は補助でございますが、あと50%の2分の1は地方交付税、また2分の1は特別交付税措置がされますので結果的には市の持ち出しはないような交付金となっております。

商社への職員の派遣につきましては、先ほどもお答えをしましたが、経営状況等によりまして市の職員からの派遣につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

民間との比べた商社のあり方等についてでございますが、その辺につきましては民間の小規模事業者の販売の促進に当たっておりますので、今後さらに売り上げ等を伸ばしまして実質的な自走される商社を目指したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 突っ込みにくいような答弁でございますが、新上五島はさつき部長の報告では全く町からの派遣がないという報告でございます。なくてもやれる商社もあるということを知りましたので、できるだけ民間人を登用してあるべき姿の商社に早く生まれかえて商社自体の業務について文句言っているわけではなくて、2名の正職員を充てるのはもったいない

ということを強く申し上げまして質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第12号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 続きまして、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで質問させていただきたいと思います。

この比率の中で審査の結果を見ましたらば、実質公債費比率が早期健全化基準を下回っておりますので、今年度については問題ないということで、これはもう認識をしております。全く問題ございません。問題はございませんけれども、過去にさかのぼってみますと、これが平成27年が4.07、28年が4.76、29年が5.21、平成30年が6.67ということで年々上がってきております。この数字の要因を追っていきますと、今は健全ということで大丈夫なんですけれども、何年かするとこの健全化基準に近づいていくというふうな傾向が出ているのではないかと思います。そういうふうになってはいけないので、そういうふうになる前にどういった形で上昇傾向の転換を図るかということになってくると思いますので、その転換の要因がどういうことを考えていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松尾財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、実質公債費比率は地方公共団体の借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものでございます。算定の方式は分子に繰り上げ償還を除きます地方債の元利償還金を置いて、分母に標準財政規模を置いて求められます。この比率が18%を超えますと、地方債許可団体に移行されることとなり、また早期健全化基準の25%を超えますと単独事業の起債が認められなくなる起債制限団体というものになります。実質公債費比率が年々増加傾向にあるとの御指摘でございますが、ただいま算定方式で申しましたように地方債の元利償還金が分子となりますので、返済する額よりも毎年の借入額が大きく、地方債の現在高が膨らんでいけば当然将来的に返済していく元利償還金もふえていくため、比率は悪化していくことになります。

また、分母となります標準財政規模は標準税収入額とそれから普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計でございますので、今後、人口の減少が予想されます本市におきましてはますます厳しい状況となっていくものと思われまます。

このような傾向を改善するためには、事務事業の評価による事業計画の再点検と見直しを行い、可能な限り地方債の発行を抑制する、または地方債を財源とする事業には交付税措置率の高い有利な地方債を充当するなど、将来に過度な負担を残さないよう健全な財政運営に努めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） お答えいただきました。必要があるということでございますので、その必要のとおりやっていただきたいと思います。

最近、やっぱり事業がふえてまいりまして市民のニーズのほうもふえております。それに対応していくとますます公債費、借り入れしないといけなくなってまいりますので、今後の財政のことを考えまして徹底した管理をしていただきたいと思います。と思っています。

最小の経費で最大の効果ということがやっぱり目指すべき方向だろうと思っていますので、こういったことを職員の皆さん、全職員の方々に気持ちを徹底していただいて仕事に臨んでいただくようお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 小金丸議員が質問をされて、久保田議員も質問されたように、報告第8号について私もちょっとお聞きしたいことがあるんですが、まず1番目なんですが、確かに会社、僕も実は5月の連休にイルカパーク、会計年度は違いますけど、ことし5月の連休中にイルカパークへ車2台を連れて行きました。入園が40分待ちだったんですよ。もう車が列をつくって。物すごい、こんな光景初めて見たなと私も感心した覚えがあるんですが、ただし、それとちょっと私はひとつ考えられないのは、会社法は確かに部長が言われるように弾力的に株式会社は今は確か1円でも株式会社をつくれますよね。ところが、本来ならばイルカパークは、あの今言う施設整備の等価分とか、それから市からの補助金の持ち出しとかいうのを考えれば、基本的には資本金100万円とかいうのはあり得ないんです。これは多分本来やったら資本金1億円ぐらいにしてもおかしくないような会社の規模なんですが、まずちょっとお聞きしたいんですが、今回、会計報告されているのは前年度ですから、もう閉園中の報告書なんで、要するに収入は全て補助金ということもわかります。基本的にその資本金100万円で今後、今年度からのことを考えてください。資本金100万円の会社で、この高田社長が株主の75%を所持しておって、これは取締役会も1人ですよ。ということは。取締役会の議事録も何もない。要するに個人商店ですよ。高田商店と基本的に考えてもいいわけですよ。そしたら経営責任は全てこれは高田社長が負われるということですか。まずそこが第1点。

それから2番目に、3年後には市長も自立してもらいたいということだったんですが、僕は数値目標を聞いていないんです。3年後の経営の数値目標、3年後にはこういう形になると、これは逆に言えば、これは倒産したら松浦市のモンゴル村もそうです。大々的にあそこも宣伝をして、結局もう引き受け手がいないということで倒産してしまいました。ああいうふうな形が二度とあ

ってはいかんと思っています。だから、僕はもう前回のときも指定管理者制度そのものも見直せと。本来ならば、これは市が直轄でやって市の職員で民間の経営感覚が優秀な人がおれば、その人が僕は取り組んでもらいたいと逆に思っているくらいなんです。市がここまでお金を突っ込む度胸が初めからあるんだったら、最初からそれをやって、民間の経営感覚を市の職員に求めたってそれは無理だと思いますから、それは今はしょうがないと思うけれども、これは最終的な管理責任は高田社長1人が最終的に、3年後にはとらないかんのかということと、数値目標をこれが基本的にないと僕らもそれは判断のしょうがないんです。これの数値目標は基本的に出してもらいたい。まずこれが2点目。

それから、これは取締役が1人ということは取締役会の議事録も何もないということなんですが、市がどういった形でかかわっておるのが聞きおく、聞きおく部長だけでは、これは申しわけないけど議会も僕らも正直言ってわからないんです。

それから全員協議会で説明したという言葉はこれはもうやめてもらいたい、部長。全員協議会というのは基本的に何も権限もないし、議事録も何も残っていないんです。これはだから、議会で本会議で全協で説明しましたがとかいうのは、これはほかの部長もぜひやめてもらいたい。それは証拠も何もありませんから、そういうことは聞いていないと僕らが言えばそれは何の効果もないんです。

それから、もう1個。これは部長の小金丸議員の質問に対して部長がイルカパークの、植村議員の質問だったんですかね、イルカパークの危機管理がどうのこうのと言われましたけど、イルカパークの危機管理って何のことですか、僕らさっぱりわからないんですけど。

以上、説明をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 町田議員の4項目の質問であったと思いますが、まず、1点目の経営責任ということでございますが、取締役は代表の高田氏1人でございます。市といたしまして株主として参加しておりますので、定期的な定例会を月に1回開催をしておりますし、担当職員につきましても毎週1回以上は訪問して事業内容等を確認しているところでございます。

数値目標につきましては、創生交付金の事業、数値目標等を掲げておりますので、それはあとをもって報告させていただくということでよろしいでしょうか。

あと、市のかかわりについては先ほど申しましたように必要に応じて会議を開催しておりますし、株主として市長が代表で出ますので、その点で最終的な経営等につきましては議論できるものと考えております。

4点目のイルカパークの危機管理についてでございますが、危機管理につきましてはいろいろな状況によりまして過激な行動を行う団体等によりまして行動等されるかもしれませんので、そ

の辺につきまして危機管理体制を構築するということでございます。

最後にですが、イルカパークの経営者でございます高田氏につきましては、民間の経営感覚を持って運営をされておりますので売り上げ等につきましても順調に推移するものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 市長の僕は取り組みの積極性というのは正直言って評価しています。何もせんでこんな小さな離島がどんどん人口減とか高齢化でどんどん衰退していくのに何もせんでとりあえず批判するだけとかいうようなそういうスタンスはとりませんけれども、行政として僕は最低限の財政規律と言ったら大げさですが、そこはやっぱり持つておかないといかんと思っているんです。だから、今、市が持っているのが30%ですよ。ということは、要するに1カ月に1回、定期報告は受けておるとかいうけれども、これは正直言って株式会社とかいうよりも高田商店みたいなのがあって、そのうちの30%ぐらい市が出資しておるから定期的に報告を受けておるとことなんですが、これはもし、もしという言葉も余り好きじゃないかもしれませんが、一応こうやって市なり再生交付金なり事業として交付金が入っている以上、それは民間の会社が好きに金持ちが俺はこれだけ金やるからお前ら好きにやれとかいうこととは違うと思うんです。少なくとも行政というのは基本的には財政の規律は持つてないといかんと。そしたら、僕はどう考えてもおかしいと思うのは、取締役会もこれ1人やから開けない、議事録も当然残っていないでしょう。議事録なんかあるわけないですよ。そしたら、その間、経営悪化の状況とか、もしあるいは後で検証した場合、これはどういうふうな資料とかそえんとがどこで担保されるのかと。これは極端なことを言えば、高田社長がそんな人だとかいうことじゃなくて一般論として聞いてください。一般論としてこれ資本金の7割持つておったら、いざこれは経営が悪くなったらこの7割の株式を10倍ぐらいにして売って逃亡することだって可能なんです。申しわけないですけど、これは民間の株式会社なんですから、幾ら市が、いや30%うちが持つていますと言っても、だからそういうふうに至らないようにそれはやっぱり市も基本的にはかかわりを持つておってもらいたいと。今までいつの間にかゴルフ場なんかも筆頭株主に市がなっていますけど、市が、僕は市長なり副市長なりは基本的にはこの会社の取締役になるべきだと正直言って思っていますけど、そこの答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員の質問にお答えいたします。

まず、お答えする前に1円株主でも株式会社を起こせる、それはむしろそういったことからしても一定の出資をしておったのは間違っていないということをもっと申し上げたいと思っています。

その上で、今、町田議員がおっしゃったもろもろのリスク、そういったものについては税理士等の指導を受けまして、そういったリスクがなくなるようなそういった体制で臨みたいと思っています。私も今おっしゃった、特に株主でございますけれども、株主総会は年に1遍です。取締役会は経営にかかわるわけですから定期的に行われる。そういった中に市がないということは問題があると確かに思っています。今、定款がどうなっているか私も今認識しておりませんが、取締役の数等々についてもやはりちゃんと入れるような定款にいたしまして対応したいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 市長、僕は民間の活力をそげて言っておるわけじゃないんです。それはさっきあれを見ましたけど、行政の職員が、行政がこんな観光事業に取り組んで成功した例なんかありません。それは日本中どこ探してもない。大体行政がやったら失敗するんです。

それから、僕はその民間の活力とか新しい発想をどんどん取り入れてやるのは大いに構わないと、市長もその方針でやられているからそれは大いに構わないけれども、少なくとも行政が、これは言っちゃ悪いけどほとんど行政が何らかの形で交付金という形で全部出して施設整備から全部やって、運営費の補助金まで全部3年間ずっとわたってやるわけなんで、それだったら最低限行政が責任を持つべきところをきちんと財政規律上もしておってくれと、だから、僕は市長なり副市長なりに少なくともこれだけの規模の事業で取締役1人とかいうのは社長1人とかいうのは、それは基本的にはないです、そんなの。それはぜひ早急に定款、普通の株式会社の定款とそんなに変わらんとしますので、ぜひ定款の改革をされるなり、それからついでに言わせてもらえば、先ほど小金丸議員が言われたように監査役もきちんとやっぱり置く、そういうふうなのがやっぱりそれはもう財政の規律上、僕はそれは最低限のことだと思っています。だから、市長にはぜひそういった形で取締役のほうに入っていただきたいと、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 通告を出しておりませんが、関連ですので御勘弁願いたいと思います。報告第11号、壱岐市ふるさと商社の経営状況の報告についてですが、30年度の売り上げの予算額が2,000万円で実績額が2,900万円、約3,000万円、今年度目標額が4,000万円となっておりますが、商談会とか催事フェアなどに出店等々されております。この裏づけがあるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今年度の売り上げ目標は約4,000万円でございます。その根拠等につきましては、昨年度の実績、それから催事等をふやしまして目標を掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） その程度だろうと思っています。現在進行形の商談会の進捗状況とか、あと催事の実績もちろん要るんでしょうけど、大体1つの催事、フェア等で売り上げが上がる金額とそれに対する経費、それから出てくる粗利率とかいうのを計算した上で大体目標を掲げると私は到底4,000万円は厳しいかなと思います。ただこれから大きな商談会とかがあって、その商談会によって1つの実績が生まれる。それから波及効果があつていろんなところに販路がふえていくというふうに考えると繰り越してやれる事業が単月とか短期間で終わる催事等々じゃなくて、私的には自走化するには商談会での実績が主になってくるかと思っています。そこで、いろんな販路をふやして売り上げ目標等、経費を差引いた売り上げ、粗利、そういうのがないとまずもって自走化は厳しいものだと思います。また、今後続ける予定ですので、その辺も踏まえた今後の新しい取り組み等々、もしございましたらお教え願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今までの実績におきましても催事等の粗利益はある程度計算をしております。

また、現在、顧客であります事業者につきましてもさらに売り上げ等を伸ばす計画でございます。

今後、催事、さらには現在の顧客等の売り上げにつきましても伸ばすように計画しております。具体的な目標につきましては、今後、商品分析等も現在実施しておりますので、その売り上げ分析等をもとにしまして売り上げ等につきまして目標をさらに設定したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。しっかりと、私も民間の目線でこの経営状況を注視していきたいと思います。

あと、まだ壱岐の中には隠れた商材がたくさんあると思われま。そういう掘り起こしはまずやっていただいて、新しい販路がそこに出てくると思いますし、商談会に来られるバイヤーの方々というのは珍しいものと最近は特に離島のものというのは好まれます。加工品のみならず、そのまま泥から掘りあげて泥のまま提供するとかというのも新たな手法になってきておりますので、そういうことも考えながら新しい取り組みを行っていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第6号ほか6件の質疑を終わります。

以上で、7件の報告を終わりますが、ここで暫時休憩いたします。

再開を14時50分といたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第8. 議案第13号～日程第13. 議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第18号気候非常事態宣言についてまで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第16号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 議案第16号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正については、現在工事中の芦辺中学校校舎改築改修工事の完成に伴う位置変更のための議案ですが、この条例には令和元年11月1日から施行するとありますので、この施行月日の意味するところをお尋ねしたいと思っています。

施行日について調べてみますと、これの意味することはこの日からこの法律を破ると罰しますという意味だと書いてありましたが、いわゆる芦辺中学校の位置をこの条例で変更するということは11月1日から教育課程を実施する、いわゆる授業するというで引っ越し移転等も完了すると受けとめました。それでよろしいのでしょうかということをお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。堀江教育次長。

○教育次長（堀江 敬治君） 清水修議員の質問にお答えをいたします。

現在、芦辺中学校の校舎を改築している理由は、子供たちを安心して安全な校舎で学校生活をさせるためでございます。本工事は10月末までの工期となっておりますが、完成次第、1日でも早く子供たちを安心・安全な施設で学ばせるため、議員御指摘のとおり11月1日からの新校舎での授業を予定しています。そのため、移転作業については、学校ときめ細やかな打ち合わせを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 一応、11月1日から授業するというのを伺いましたので、そ

れではいわゆる移転作業等に係ること一般質問にも上げておりますが、ここで私が了解できれば一般質問のところは省かせていただくということにもなるかもしれませんが、そうなりますと移転作業が10月31日までに終わるのか。いわゆる10月31日は木曜日です。11月1日は金曜日です。木曜日まで移転作業をして、そして1日から授業する。どのような移転作業の計画のもとにそれが可能なのかということが非常に理解しがたいので、その部分を再質問させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。教育長。

○教育長（久保田良和君） 清水議員の再質問による移転作業について理解しがたいという御指摘でございました。

先ほど次長が申しましたとおり、11月1日より新しい校舎での授業、教育活動を始めるという予定に立って、私どもは移転作業を学校側ときめ細やかな打ち合わせをして進めてまいります。もちろん、当然大きな物の移動等があり、既に業者のほうとはそのことについての移動等は終わっております。議員が御心配になっている分は今回こういう事態になっておりますので移転日が普通の日にかかっている点で御心配をされているのだと思いますが、やむを得ません。10月29、30、31を例えば工事の完了受け渡しが終わったと考えれば、その中での午後の日程等を使いながら幾らかずつの移転等の作業をするということも計画の中の一つでございます。当然、子供たちについての授業についての学習権の保障はしなければいけませんから10月31日の午前中までは机、椅子等は現在の校舎による授業等をまずはすることを確保し、その午後の時間帯で机、椅子等は新しいところに運ぶ、一斉にという形を業者等との間で詰めながら、最小限に子供たちの学習権についての影響を及ぼさないように取り組んでいくと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 今御答弁いただいたように学校現場と詳細に打ち合わせをして実施をしていくということが一番大事なところですから、そのところが現場の理解といいますか、いわゆる先ほども言われましたように子供たちの安全で安心な新しい施設での学習が一日も早くできることを願ってされていることは理解しますが、個人的な意見かもしれませんが、または一部の保護者の方々の御心配かもしれませんが、学期の途中でいわゆるスクールバスも経路が例えば変わってくるし、午前中まで授業をして椅子、机を運んで、次の日からちゃんと体制を整えてということに無理があるようにどうしても思います。

先ほども教育長は言われましたように学校現場または地域、保護者、生徒の皆さんがそれで十分やれるということであればいいのでしょうかけれども、その部分はぜひしっかり現場の御意見を聞いていただいて、私としては無理して11月1日にしなくともいいのではないかと正直思います。2学期が終わってからきちんと準備をして3学期から新校舎でということのほうがかたく

り納得がいくわけです。でも、確かにこの移転ができなかったために万一の災害が起こらないとも限らないわけですから、できるとに早う移しちよけばよかったってならないとも限りませんから、ちゃんと完成した時点で現場としっかり打ち合わせをして1日の安全・安心な課業開始ができることを期待して、とやかく私がこれ以上言ったところであればはないと思いますけど、個人的な意見は先ほど申したとおりです。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第18号について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 議案第18号は、気候非常事態宣言についてです。

近年の異常気象を経験するたびにこの宣言の重要さは理解できますが、ほかの自治体がまだ宣言していないのに壱岐市では先駆けて宣言することになると聞いております。ですから、まず初めにそのこと意味、先駆けて宣言するというこの意味、そしてこのことを市民の皆様理解を深めるためにもその宣言をどうやって啓発活動していった具体的な推進に結びつけていくのかなどの取り組み方についても教えていただければ幸いです。

何でもちょっと目先が変わったことでも新しいことが決まって進んでいくと不安な部分が出てきます。

例えば、これまで地球温暖化防止の取り組み等々の中で4R、リデュース——ごみの排出抑制とか、リユース——再利用、リサイクルの再資源化、リフューズのごみの発生回避などについてはそれぞれこれまでも取り組んできたことであると思います。この宣言をすることによって、プラスどんなことに取り組んでいくのか。特に書いてあるのは海洋汚染の原因となるプラスチックごみについてこの4Rを徹底していきたいと宣言をされておりますので、これからこの気候非常事態宣言をもとにどのように進められていくかということも重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

他自治体に先駆けて宣言する意図はということと、今後の取り組み方についてという御質問でございます。

御承知のとおり、地球温暖化防止対策につきましては、日本のみならず、世界各国と協力した取り組みが必要であります。簡単に解決できる問題ではございません。現在、人間の活動によって温暖化の原因である温室効果ガスが増加し、産業革命以前に比べて世界の平均気温が約1度上昇しておりますが、これによって日本も含め世界各地で熱波、山火事、洪水、干ばつ、集中豪雨などが頻繁に発生し多くの人々や自然が犠牲となっております。

今後も気温は上昇し続ける見込みであり、パリ協定においては気温上昇を2度より十分低く保

つとともに1.5度に抑える努力を追及することとされていますが、今のままでは1.5度どころか2度の目標達成も難しいと考えております。

世界各国では、このような状況を背景に18カ国の927を超える自治体で気候非常事態が宣言されています。

一方、本市の気温変化につきましては、気象庁のデータによりますと1978年から1982年、5年間の平均気温が15.1度に対し、2014年から2018年、5年間の平均気温は15.8度と30年前の平均気温と比べますと約0.7度上昇しております。

世界の平均気温が1880年から2012年の132年間で約1度上昇していることを考えますと30年間で約0.7度の上昇は決して低い数値とは言えません。さらに、最高気温に関してもこの30年間で約2.5度上昇している状況にあります。

このような中、平成21年に地球温暖化防止対策協議会を設置し、同協議会とともに地球温暖化防止対策に関する活動に取り組んでまいりました。また、平成30年にはSDGs未来都市に選定され、環境面におけるSDGs達成ため、地球温暖化防止対策をこれまで以上に積極的に取り組む必要があると考えております。

地球温暖化の影響によるさまざまな災害が発生している中、本年8月1日に認定特定非営利活動法人環境経営学会後藤敏彦会長から気候非常事態宣言に関する声明が発表され、日本政府、地方自治体を初め、科学者組織、NPO、NGOを含む諸団体に対し広く連携を呼びかけられたところでございます。

SDGs未来都市としての本市のあり方や世界の自治体の動きを考えますと、他の自治体に先駆けてというよりは、むしろ一刻も早く地球温暖化が人間社会や自然界にとって既に著しい脅威となっていることを認識した上で人間活動のあらゆる分野で社会全体があらゆる知見を動員し、地球温暖化防止対策に取り組む必要があることを市民の皆様に訴える気候非常事態を宣言すべきと考え、議案を上程いたしました。

本市だけの取り組みで解決できる問題ではないことは十分理解しておりますが、自治体として宣言することが重要であると認識をいたしております。

今後の啓発活動につきましては、市民の皆様には日々の生活において省エネやごみの減量などに御協力をいただいていると承知しております。家庭や社会で取り組まれている省エネやごみの減量をさらに徹底していただけるように啓発活動に取り組むとともに化石燃料から太陽光や風力、水素などの再生可能エネルギーへの転換のさらなる促進を図るため、市内の主要団体、民間企業等で期成会を組織し、地球温暖化防止、二酸化炭素の削減、再エネ導入の促進等について連携した啓発活動を新たに展開してまいります。

また、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについても4Rの徹底を図るとともに国におい

て検討されておりますレジ袋の有料化等の動向を注視しながら、市民、企業、関係団体等と連携してさらなる削減を推進してまいります。

SDGsの重要な理念として、誰一人取り残さないというのがございますが、同時に一人一人が当事者意識を持って目標達成に取り組むことも重要でございます。地球温暖化防止につきましても市民の皆様お一人お一人が当事者としてできることに最大限の力で取り組んでいただくことが必要だと認識しておりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） この気候非常事態宣言の意味、一刻も早く宣言することの大切さ、また壱岐が取り組んでいるSDGsに関する、特に環境問題について市民の皆さんへの理解と協力が深まることだと私は考えます。特に一人一人が当事者意識を持つということがこれからは何でも大事になってくると思います。取り残さないというのは大事な考え方でもあるけれども、そのためには当事者に我々になっていくということを理解して協力し合う、そういった壱岐の町になるためにも、そしてこの異常気象といいますか地球温暖化による異常気象に対応するということもしっかり協働で進めていければと思います。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で議案第13号ほか5件の質疑を終わります。

日程第14. 議案第19号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第14、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑については委員会をお願いします。

日程第15. 議案第20号～日程第19. 議案第24号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第15、議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、5件を議題として、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで議案第20号ほか4件の質疑を終わります。

日程第20. 認定第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長及び前監査委員、土谷勇二議員を除く13名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑については委員会をお願いいたします。

日程第21. 認定第2号～日程第27. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、7件を議題とし、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで認定第2号ほか6件の質疑を終わります。以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第18号気候非常事態宣言についてまで及び議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、並びに認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、18件をタブレットに配信しております議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号については議長を除く

14名で構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山内豊議員、副委員長に市山繁議員と決定しましたので報告いたします。

お諮りします。認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長及び前監査委員土谷勇二議員を除く13名を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に山川忠久議員、副委員長に町田正一議員と決定いたしましたので報告します。

日程第28. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第28、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第1号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす9月11日水曜日午前10時から開きます。あすは一般質問となっており、4名の議員が登壇の予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐エフエムにて生中継いたします。市民の皆さんにおかれましては、御視聴いただきますようによろしく願います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時17分散会
